

第 8 期北海道総合開発計画中間点検

報告書

令和 3 年 2 月
国土審議会北海道開発分科会
計画推進部会

目 次

はじめに	1
第1章 第8期北海道総合開発計画について	
1 第8期北海道総合開発計画策定の意義等	2
(1) 北海道開発の経緯	
(2) 第8期計画の意義	
2 第8期計画の内容	3
(1) 第8期計画の目標	
(2) 目標達成に向けて踏まえるべき事項	
(3) 目標達成に向けて実効性を高める取組	
3 第8期計画策定後の社会情勢と主な動向	3
(1) 人口減少・少子高齢化の進展	
(2) グローバル化の進展と国際環境の変化	
(3) 大規模災害等の切迫	
(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大	
(5) その他の状況の変化（国の計画等）	
(6) 今後の北海道内の動き	
4 中間点検の進め方等	7
(1) 実施体制	
(2) 調査審議事項	
第2章 目標ごとに設定された重点施策の推進状況	
1 人が輝く地域社会	8
(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進	
(2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進	
(3) 北方領土隣接地域の安定振興	
(4) アイヌ文化の振興等	
2 世界に目を向けた産業	11
(1) 農林水産業・食関連産業の振興	
(2) 世界水準の観光地の形成	
(3) 地域の強みを活かした産業の育成	
3 強靭で持続可能な国土	13
(1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成	
(2) 強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成	
第3章 第8期計画の目標の達成状況の評価等	
1 人が輝く地域社会	16
2 世界に目を向けた産業	17
3 強靭で持続可能な国土	19
第4章 今後の第8期計画の推進について	
1 今後の第8期計画推進の基本的考え方等	21
2 目標の実現に向けた重要施策（ミッション）	21
3 目標達成に向けて実効性を高める取組等	26

1 はじめに

2
3 北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして、国の課題の解決に貢献するとともに、地
4 域の活力ある発展を図ることにある。これまで 150 年を超える北海道開発を通じ、今日の北海道は、食料
5 の供給や観光・保養の主要な拠点として、我が国全体の安定と発展に大きく寄与する地域となっている。

6 北海道の広大な大地や豊かな自然環境の下、アイヌの人々を始めとする多くの人々が独自の文化や伝
7 統を育んできた。豊富な地域資源とそれに裏打ちされたブランド力は、これまでの先人のたゆまぬ努力に
8 より培われ、国内外の人々をひきつけ続けている。

9 国内はもとより海外からも高い評価を得ている「食」「観光」等の北海道のブランド力とこれを支えて
10 きた北海道開発は、引き続き持続可能な地域の活力ある発展に寄与するものである。

11 第 8 期目となる「北海道総合開発計画」（平成 28 年 3 月閣議決定。以下「第 8 期計画」という。）では、
12 「食」「観光」を担う「生産空間」の維持・発展を図るため、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産
13 業」、「強靭で持続可能な国土」という 3 つの目標を掲げて推進している。

14 第 8 期計画策定から 5 年目を迎えた令和 2 年度に中間点検を行うため、国土審議会北海道開発分科会
15 （以下「分科会」という。）の下に設置した計画推進部会において調査審議を進めてきた。

16 計画推進部会では、令和 2 年 6 月以降 4 回にわたり議論を行い、主要施策の進捗状況、数値目標の達成
17 状況と課題、第 8 期計画策定後の北海道開発をめぐる状況の変化と課題及びこれらを踏まえた今後の推
18 進方策を中間報告として取りまとめた。その後、中間報告に対するパブリックコメント及び地域との意見
19 交換を実施した際に提案された意見等を踏まえ、これまでの検討結果を計画推進部会で総括し、本報告書
20 を取りまとめたものである。

21 中間点検の審議開始と時期を同じくして、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が世
22 界に拡大し、北海道はもとより我が国の社会経済にも大きな影響を与え続けており、未だ収束は見通せて
23 いない。感染症は、社会経済活動のあり方や人々の行動・意識・価値観に大きく影響を及ぼしており、働き方の見直しや地方移住に対する意識の高まり等を背景に、過密・集中の少ない地域構造である北海道
24 が、分散型の国土づくりにおいて果たす役割は大きい。

25 また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、北海道の豊かな自然や地域資源を活かし、再生可
26 能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減対策や吸収源対策に取り組み、経済と環境の好循環と持
27 続可能な地域社会の構築を図る必要がある。

28 さらに、2016 年 8 月の 4 つの台風による北海道豪雨等、近年の台風や豪雨等による自然災害は激甚化・
29 頻発化するとともに、2018 年 9 月に北海道胆振東部地震が発生するなど、人々の暮らしや社会経済活動
30 に深刻な被害を及ぼしている。加えて、北海道は気温上昇による降雨量の増加等、気候変動の影響が全国
31 より大きいこと、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が切迫していること等を踏まえると、防災・減災・
32 國土強靭化の取組をなお一層進め、強靭な北海道の実現を図ることが急がれる。

33 このような環境変化も考慮した第 8 期計画の中間点検の結果を踏まえ、国民の命と暮らしを守り、「気
34 候」、「自然」、「食」、「文化」といった北海道の優れた資源・特性を活かして、我が国が直面する課題の解
35 決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目指す第 8 期計画を一層推進していくべきで
36 ある。その際、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナにおける「新たな日常」を先導する地域を目指すことが必要である。

37 最後に、今般の中間点検を通じ、国、地方公共団体、住民、民間団体、企業等の幅広い主体が計画のビ
38 ジョンを再確認するとともに、感染症の下での今後の推進方向を共有し、活発に議論を重ねながら計画の
39 目標を実現する原動力となることにより、我が国の課題解決への一層の貢献と活力ある地域社会の形成
40 が図られることを期待する。

第1章 第8期北海道総合開発計画について

1 第8期北海道総合開発計画策定の意義等

(1) 北海道開発の経緯

我が国は、国全体の安定と発展に寄与するため、北海道開発法（昭和25年法律第126号）に基づく特別な開発政策の下、北海道開発を推進してきたところであり、これまで8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、一貫して、その時々の我が国の課題解決に貢献してきた。

第8期北海道総合開発計画（以下「第8期計画」という。）策定当時の我が国は、本格的な人口減少時代に突入したところであり、その中でも北海道は全国より10年先んじて人口減少・高齢化が進展しており、人口減少時代に適応した経済社会システムの構築や、人口の地域的偏在を緩和するための東京一極集中の是正等が求められていた。

また、世界経済一体化の更なる進展、アジア諸国の経済成長等により国際的な競争が激化する一方、世界人口や食料・エネルギー需要が大幅に増加することが見込まれるなど、国際環境の変化を踏まえた対応が求められていた。

さらに、首都直下地震、南海トラフ地震の高い確率での発生予測や、地球温暖化に伴う気候変動による風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化が懸念されていた。

我が国の社会資本は、高度成長期以降に集中的に整備されたため、老朽化が急速に進むことが見込まれており、施設の長寿命化等の戦略的な維持管理・更新の推進が求められてきていた。

また、地球環境問題の深刻化により、持続可能な経済社会システムの構築が急務となっている。

(2) 第8期計画の意義

北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして、国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることにある。これまで150年を超える北海道開発を通じ、今日の北海道は、食料の供給や観光・保養の主要な拠点として、我が国全体の安定と発展に大きく寄与する地域となっている。

第8期計画は、おおむね10年間（2016年度からおおむね2025年度）における北海道開発の展開の方向と施策の内容を示すものとして策定された。

第8期計画では、人口減少・高齢化の急速な進展等により、食や自然環境等北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「生産空間¹」の維持が困難となるおそれがあることから、今後10年間を「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間であるとしている。

一方、北海道新幹線開業、高規格幹線道路網の延伸等は、北海道の魅力を世界に発信し、地域が飛躍する契機であることから、これらの機会を捉え、地域が一体となって戦略的に取組を進めることにより、本格的な人口減少時代にあっても活力を失うことなく人々が豊かな暮らしを送ることのできる地域社会を確立することが可能であるとされた。

こうした「課題解決先進地域」の先駆的形成を図ることは、「北海道イニシアティブ²」の発揮であり、また、我が国の課題解決への貢献と地域の持続的発展を目指す北海道開発の今後10年間の意義であるとされた。

¹ 生産空間：ここでは、主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

² 北海道イニシアティブ：全国画一ではないローカルスタンダードの導入や、他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組の総称。

2 第8期計画の内容

(1) 第8期計画の目標

第8期計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、地域の発展と我が国の課題解決に貢献するため、「世界水準の価値創造空間³」の形成を目指すことを2050年の長期を見据えた計画のビジョンとした。この「世界水準の価値創造空間」の形成に向けて、人々の夢や希望が花開く大地を次世代に引き継ぐため、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靭で持続可能な国土」の3つの目標を設定している。

(2) 目標達成に向けて踏まえるべき事項

上記の3つの目標を達成するため、「人が輝く地域社会の形成」、「世界に目を向けた産業の振興」、「強靭で持続可能な国土の形成」を主要施策とし、その推進に当たっては、次の2つの事項を踏まえ、その具体化に努めるとされた。

① 北海道型地域構造の保持・形成

地域間での重層的な機能分担、交通等のネットワークによる連携を通じ、日常生活に支障のない都市機能・生活機能が提供される「基礎圏域」を形成し、基礎圏域内外の人々の活発な対流を促進する中で人口の自然減・社会減の抑制を目指す。

② 北海道の価値創造力の強化

人口減少時代にあっては、「人」こそが資源であり、地域づくり人材の広域的・横断的な支援・協働を図る「プラットフォーム」を構築し、多様で柔軟な取組を展開する。

(3) 目標達成に向けて実効性を高める取組

計画の推進に当たっては、次に掲げる4つの取組を通じて計画の実効性を高めることとされた。

① 産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成

② イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進

③ 戦略的な社会資本整備

④ 計画のマネジメント

「企画立案→実施→評価→改善」のマネジメントサイクルに沿った効率的・効果的な進行管理を図り、各種指標や施策の推進状況についてモニタリングを実施し、以後の施策推進に適切に反映すること、また、計画策定からおおむね5年後に総合的な点検を実施することとされた。

なお、第8期計画の策定に際し、国土審議会長からの留意事項として、計画の推進に当たっては、北海道民を中心とする関係者が連携して計画の実現に向けた取組を進められるよう、数値目標の共有を図ること等が示された。

3 第8期計画策定後の社会情勢と主な動向

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の2017年推計では、2053年には1億人を割り込み、9,924万人まで減少すると推計されている。

また、北海道の総人口は、2015年に約538万人、2045年には約400万人になると推計され、総人口に占める北海道の人口割合も、2015年の4.2%から2045年は3.8%に低下すると見込まれている。計画策定時（2016年3月）における将来人口推計と、実際の人口推移を比較すると、実際の人口推移の減少幅が緩やかになっているものの、減少傾向は続いている。

³ 世界水準の価値創造空間：世界的なブランド力・価値創造力を持ち、世界の人々に評価される地域となることを指す。

我が国の総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は2019年時点では28.4%まで上昇し、高齢化率は今後も上昇を続け、2036年には33.3%と国民の3人に1人が65歳以上になると推計されており、世界でも類を見ない早さで進展している。

北海道の高齢者人口割合を見ると一貫して増加し、生産年齢人口が減少しており、合計特殊出生率は都道府県で2番目の低さで推移している。

（2）グローバル化の更なる進展と国際環境の変化

世界全ての国民・企業・市場がグローバル市場の影響を大きく受ける時代となり、このような中、計画策定以降も我が国の経済連携に関する動きが活発化してきた。

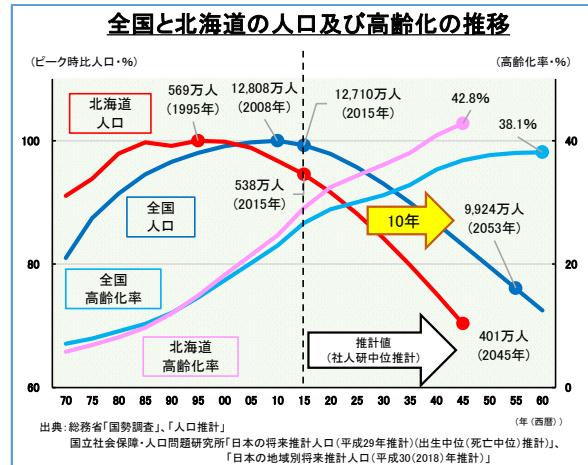
2018年12月には11か国による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（T P P 11協定）の発効、2019年2月には日E U・E P A⁴の発効、また2020年11月には地域的な包括的経済連携（R C E P）⁵協定が署名されるなど、大きな進展が見られ、2021年1月現在、24か国・地域との間で21の経済連携協定等が署名・発効済となっている。

（3）大規模災害等の切迫

2016年8月の北海道豪雨では、北海道に4つの台風が上陸又は接近し記録的な豪雨による甚大な被害が生じた。特に、広範囲に及んだ農地被害や交通網の途絶等によって、我が国の食料供給に大きな影響を与えた。全国各地でも令和元（2019）年東日本台風、令和2（2020）年7月豪雨と自然災害が頻発している。また「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」（令和元年10月気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会提言）によると、気候変動により、全国平均と比較して、北海道の降水量の変化倍率が大きくなることが指摘されている。

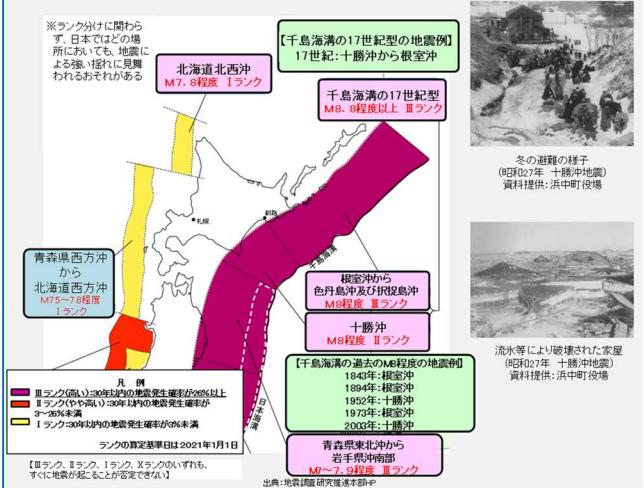
2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では最大震度7を観測、多くの人命が犠牲となった。大規模な土砂災害、家屋の倒壊、道路の陥没、北海道全域の停電等ライフラインの寸断等があり、戦略的産業である「食」「観光」等が大きな打撃を受けた。さらに、北海道胆振東部地震におけるブラックアウトの発生は、産業にも多大な影響を与えたことから、災害時のエネルギー供給についても強靭化の意識が高まっている。

地震調査委員会の長期評価において、首都圏直下地震や南海トラフ地震の発生予測に加え、2017年12月には、北海道東部沖の「千島海溝」で今後30年以内の発生確率7～40%、M8.8程度以上となる超巨大地震の新たな評価が公表されたほか、2020年4月には、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会（内閣府）」により推定された最大クラスの津波断層モデルの地震規模が、日本海溝（三陸・



○ 切迫する日本海溝・千島海溝沿いの地震・津波

超巨大地震（M8.8程度以上）や巨大地震（M7.8～8.5程度）等の地震の発生が切迫している。特に北海道では、冬期にはマイナス20度を下回る低温や積雪、風雪、流水などにより応急・復旧活動が妨げられ避難生活が困難になるなど被害の増大が想定される



⁴ E P A（経済連携協定）：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

⁵ 地域的な包括的連携協定（Regional Comprehensive Economic Partnership）：A S E A N（東南アジア諸国連合）10か国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドを参加国とする地域の経済連携協定、2020年11月に署名。

日高沖) モデルでM9.1、千島海溝(十勝・根室沖) モデルでM9.3となることが公表された。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大

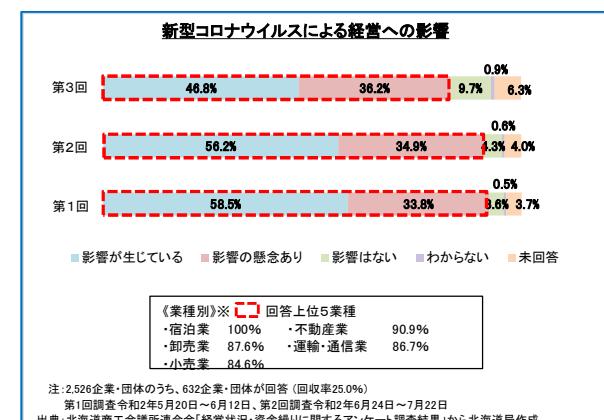
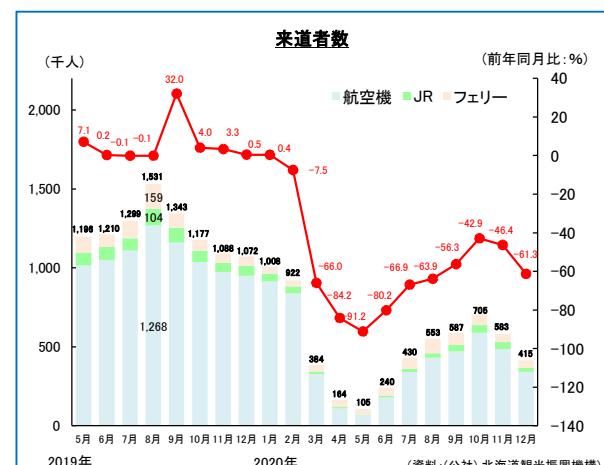
2019年12月以降、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)が世界に拡大し、2020年1月には日本国内でも感染者が確認された。3月26日には本感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の適用対象とされ、4月16日には全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とされた。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置を実施すべき区域を縮小し、5月25日には、緊急事態解除宣言が行われた。

しかしながら、10月末以降には、感染者の新規報告数が増加傾向となり、12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続したことなどから、2021年1月7日、首都圏の1都3県を緊急事態措置を実施すべき区域とし、1月8日から2月7日までを対象期間とする緊急事態宣言が行われた。1月13日には7府県を加える変更が行われ、1月15日、緊急事態措置を実施すべき区域は11都府県となつたが、2月2日に感染状況等について分析・評価が行われ、2月8日以降、緊急事態措置を実施すべき区域は10都府県、対象期間は3月7日まで延長されている。2月13日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律⁶が施行されている。

北海道においては、全国に先立ち2020年2月28日に北海道による「緊急事態宣言」、4月12日には北海道及び札幌市による「緊急共同宣言」を発出し、外出自粛等を呼びかけた。また、4月17日に北海道において緊急事態措置を実施し、5月25日には全面解除となつたが、10月末以降、集団感染等により感染が拡大し、収束はいまだ見通せない状況となっている。

感染症拡大による我が国経済への影響は甚大で、極めて厳しい状況にある。交流人口の急減が地域経済に与える影響は甚大で、観光、特にインバウンドの減少の影響が顕在化しているほか、海外経済全体の減速を受けやすい製造業のみならずサービス業も広く感染症拡大に伴う景気下押しの影響を受けている。雇用情勢も弱い動きで、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増し、企業が懸命に雇用を守っている状況にある。北海道内企業を対象とした調査⁷では、あらゆる業種において、急速な業績・資金繰りの悪化等極めて厳しい状況が続いているとしている。

政府としては、当面は、休業者や離職者を始め国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するため、公共投資の早期執行等、強靭な経済構造の構築等を柱とする緊急経済対策⁸等を速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応することとしている。また、地域を含む社会全体のデジタルトランスフォーメー



⁶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)：特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、正当な理由がなく要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定等している。

⁷ 「経営状況・資金繰りに関するアンケート調査結果」(北海道商工会議所連合会) ※調査期間：1回目が2020年5月20日～6月12日、2回目が6月24日～7月22日。

⁸ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について(令和2年4月20日閣議決定)

1 ション（以下「DX」という。）⁹の推進に一刻の猶予もなく、デジタル化の活用を始め、動き始めた
2 日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の
3 実現を目指す¹⁰とされた。

4 さらに、新規感染者の増加による経済活動の停滞の懸念等を踏まえ、総合経済対策¹¹により、感染
5 症の拡大防止策、ポスト・コロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靭化
6 の推進など安全・安心の確保の対策を推進することとしている。

7 (5) その他の状況の変化（国の計画等）

8 2018年7月には、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図ること等を目的とする
9 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」（昭和57年法律第85号）が改正
10 され、特定共同経済活動に関する規定や北方領土隣接地域¹²振興等基金の取崩しに関する規定が追加
11 された。

12 同年12月には、国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべき国土強靭化基本計画の変更が閣議
13 決定された。

14 2019年5月、先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及
15 びその誇りが尊重される社会の実現を図ること等を目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される
16 社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」
17 という。）が施行された。

18 同年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（2019年改訂版）」及び第2期「まち・ひ
19 と・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定され、地方創生の目指すべき将来
20 として、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京への一極集中」の是正を目指すとされ
21 ている。なお、総合戦略は2020年12月に改訂され、感染症を踏まえた今後の地方創生の取組の方
22 向性を示し、分散型の地域社会の実現を図る地方創生テレワークの推進、地域におけるSociety5.0
23 の実現に向けたDXの推進、脱炭素社会の実現に向けた取組として地方創生SDGsの実現などの
24 持続可能なまちづくり等を掲げている。

25 北海道においても2020年3月、直面する様々な課題をICT等の活用によって解決し、活力ある
26 北海道を実現する「北海道Society5.0構想」¹³を策定したところである。

27 2020年3月、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、将来にわたって国民生活に不可
28 欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るとしている。

29 同年7月には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」が閣議決定され、感染症への緊急対応と
30 ともに感染症克服と経済活性化の両立を担う新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一
31 極集中の是正、地方への移住・定着の推進が掲げられている。

32 同年10月、第203回国会の菅内閣総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル
33 ¹⁴、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。また、同月に行われた地球温暖化対策推進本部に
34 おいて、総理から、地球温暖化対策計画¹⁵、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略等の見直し
35 の指示があり、12月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」¹⁶が、成長戦略

9 デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation、DX）：将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること（「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」（令和2年7月17日閣議決定））。

10 「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（令和2年7月17日閣議決定）

11 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）

12 北方領土隣接地域：根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町。

13 「北海道Society5.0構想」：北海道庁が設置した北海道Society5.0懇談会において、2030年頃を想定し、未来技術を活用して実現する「北海道の未来社会」を2020年3月にとりまとめたもの。

14 カーボンニュートラル：温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（「パリ協定に基づく成長戦略における長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定））

15 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

16 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日策定）

1 会議に報告された。

2 同年12月には、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、「激甚化
3 する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け
4 た老朽化対策の加速」、「国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各
5 分野にかかる取組の更なる加速化・深化を図ることになった。

(6) 今後の北海道内活動

2019年12月には、2021年の世界遺産登録をめざし、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺
2 産に係るユネスコへの推薦が正式決定¹⁷されており、2021年に延期された2020年東京オリンピック・
3 パラリンピック競技大会のマラソン等の北海道開催、2021年のアドベンチャートラベル・ワールドサ
4 ミット¹⁸の開催、2030年度には北海道新幹線の札幌延伸が予定されているほか、2030年冬季オリンピ
5 クック・パラリンピック競技大会の候補地¹⁹として決定され招致活動が行われるなど、感染症によりダメ
6 ージを受けている地域の飛躍の契機となることが期待される。

4 中間点検の進め方等

(1) 実施体制

国土審議会北海道開発分科会（2020年2月3日開催）において、同分科会に設置されている計画
推進部会により2020（令和2）年度内を目途に点検結果を取りまとめの上、分科会に報告すること
とされた。

(2) 調査審議事項

① 第8期計画の施策の点検に関する事項

第8期計画に基づく各種施策の進捗状況を把握するとともに、同計画に掲げる3つの目標の達成
状況を評価し、課題を明らかにする。

② 今後の推進方策に関する事項

近年の社会経済情勢及び上記①の点検結果を踏まえ、2021（令和3）年度以降における推進方策に
ついて検討する。

①については第2章及び第3章で、②については第4章でそれぞれ詳しく整理する。

なお、第2章及び第3章の取りまとめは、令和元年度までの取組・情報を基本とする。

また、感染症の拡大が日本のみならず世界各国の社会経済に大きな影響を与えていていることから、中
間点検においては現行の数値目標を見直さず、今後、感染症の拡大の影響を分析した上で、新たに必
要となる対策を含め、改めて審議することとする。

¹⁷ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産推薦に係る推薦書のユネスコへの提出が2019年12月20日に閣議了解。「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、17の考古遺跡で構成。北東アジアにおいて長期間継続した採集・漁労・狩猟による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく示しており、農耕以前における人類の生活の在り方と、精緻で複雑な精神文化を顕著に示す物証としている。(文化庁「『北海道・北東北の縄文文化群』の世界文化遺産推薦に係る推薦書のユネスコへの提出について」)

¹⁸ ATWS (Adventure Travel World Summit) のこと。ATTS (Adventure Travel Trade Association) が主催する世界中のアドベンチャートラベル関係者が一堂に会する国際会議。2021年に北海道開催が決定している。

¹⁹ JOC (日本オリンピック委員会) が2020年1月29日に正式決定。

1 第2章 目標ごとに設定された重点施策の推進状況

1 人が輝く地域社会

計画に掲げられた目標「人が輝く地域社会」においては、北海道の広大な生産空間から都市部に至るまで、人々が長期にわたり住み続けられる地域社会構造の確立を図るとともに、人々がその個性を發揮し、多様なライフスタイルを実践し得る地域社会の形成を目指している。

当該目標を推進するための主要政策を「人が輝く地域社会の形成」とし、重点的に推進すべき施策（以下「重点施策」という。）として以下4つの施策が位置付けられている。

（1）北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

① 基礎圏域（地方部の生産空間、地方部の市街地、基礎圏域中心都市）

都市機能・生活機能等が日常生活に支障のない水準で提供される「基礎圏域」の形成は、「生産空間」での暮らしを広域的に支えつつ、人々の活発な対流の促進に寄与している。

（所得・雇用の確保）

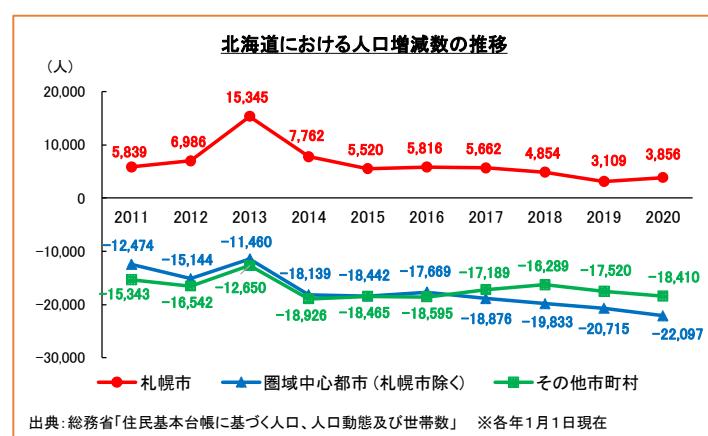
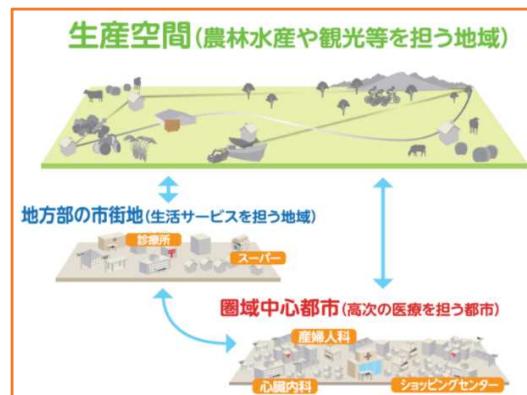
生産空間では人口減少・高齢化により、基幹産業である農林水産業や建設業、運輸業等の分野で労働力不足や将来の担い手確保が懸念されている。そこで、農林水産業においては、産業の振興及び競争力の強化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備を実施するとともに、スマート農業等の新たな技術の導入に取り組んでいる。

また、農林漁業の6次産業化や生産品の付加価値の向上に向けた取組とともに、首都圏の企業を中心に北海道内のサテライトオフィスの紹介や、地域経済の担い手である中小企業の稼ぐ力を強化し、地域経済のプラス成長と雇用の創出につなげる支援等が行われている。

（生活機能・集落機能の維持）

北海道内外の人流や物流、地域・拠点間の交流・連携を確保するため、高規格幹線道路、空港、港湾等の整備を推進している。地方部の公共交通の維持に向けては、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の策定が進み、高齢者等の交通弱者対策としてコミュニティバスやデマンド交通の運行等も増加している。また、新たな技術を活用し交通の利便性を向上させるため、自動運転及びMaaS²⁰の試行に取り組んでいる。

地域の拠点化に向けた多様な取組として、「道の駅」を交通結節拠点、防災拠点として活用すること等を推進している。また、都市部と同水準の教育・医療の確保に向けて、地方部の小規模校や離島の高等学校における遠隔教育の取組や、IoT型胎児モニターを使った「周産期遠隔医療システム」等の遠隔医療の活用といった取組が行われており、これらに活用可能な光ファイバ等の情報通信基盤の整備も促進されている。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 ※各年1月1日現在

²⁰ MaaS : “Mobility as a Service”的略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに1つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念（国土交通省「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」）。

1 住民や観光客の利便性・快適性・回遊性の向上に向けた取組として、歩いて暮らせるまちづくり
2 や自転車通行空間の整備、サイクルシェアリングを推進している。また、居住環境の向上のため、
3 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所や認定こども園の整備や、仕事と家庭の両
4 立を積極的に推進する企業の表彰等、仕事と子育てを両立できる環境づくりが促進されている。さ
5 らに、北海道空き家情報バンクの活用等による空き家対策が促進されている。



(地域の魅力向上)

各地域の特徴に応じて、魅力的な景観の形成等の地域の魅力向上のため、「シニックバイウェイ北海道」、「わが村は美しくー北海道」運動及び北海道マリンビジョン21といった地域と一体となった取組に加えて、無電柱化等による街並みの整備を実施している。また、地域の魅力を最大限発揮するため、地域住民と行政との連携・協働により河川や道路等の維持管理を行う協力団体等が、美化や植樹、修景、環境保全等の活動を実施している。さらに、生産空間等においては、日本型直接支払制度²¹の活用により、農業者、地域住民・団体等が植栽等による景観形成や生態系保全等の環境保全活動に取り組んでいる。

(モデル圏域の取組)

北海道型地域構造の保持・形成を図るため、3つのモデル圏域（名寄周辺、十勝南、釧路）において圏域検討会を開催し、学識経験者、地域の企業や団体、国、地方公共団体等が参加し、議論を進めている。名寄周辺モデル地域及び十勝南モデル地域においては、2017年11月以降2回の圏域検討会を通じ、地域の現状と課題分析を行った上で課題解決に向けた施策を施策パッケージとして取りまとめた。その後、喫緊に取り組む事項についてはワーキングチームを設置し、名寄周辺モデル地域においては物流、スポーツ、観光について、南十勝モデル地域においては農業、交通について、具体的な検討や取組を推進している。例えば、物流ワーキングチームでは、物流の維持に向けて集荷機能の強化と貨客混載の取組促進を主課題として改善方策を議論しており、共同配送に向けた試行実験を実施している。農業ワーキングチームでは、就業者の確保・育成の視点も踏まえ、農繁期における労働力不足の解消や効率化に向けた議論をしており、スマートフォンアプリを活用し、就業希望者と生産者をマッチングし、1日単位で就労できる取組を実施している。

また、釧路モデル地域においても、地域の現状と地域課題分析を行っており、今後、課題解決に向けワーキングチームにて議論を進める予定としている。

② 札幌都市圏

札幌都市圏は、北海道からの人口流出を抑制する巨大なダム機能を発揮し続け、北海道内の人口に占める札幌市の人気割合が増加（2011年34.5%から2020年37.2%）しており、2011～2020年の札幌市の人気増加率は2.5%²²で、北海道内市町村との関係において札幌市の転入超過の傾向は変わっていない²³。

²¹ 日本国直接支払制度：農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援制度のことで、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の総称。

²² 2011～2020年の人口増加率は、東京23区が6.2%、仙台市が3.8%、福岡市が7.5%増加（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」による。ただし、2011年は3月31日現在、2020年は1月1日現在の人口）。

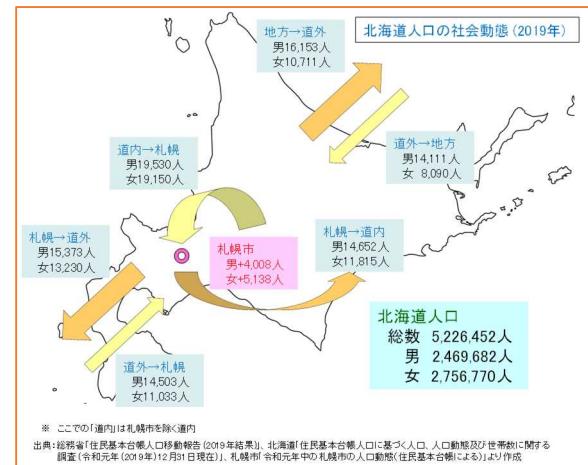
²³ 昭和50年以降、道内市町村との関係の札幌市の社会動態は一貫して転入超過。特に15～24才が大幅な転入超過であり、その要因と

札幌都市圏では、大規模な人口集積がなければ成立し得ない高次な都市機能がコンパクトに集積した魅力ある都市空間の創出、広域的な交流・連携の強化が進められている。また、札幌都心部へのアクセス性、都心部の移動の利便性・快適性・回遊性の向上、更には札幌と地域をつなぐ交通ネットワークの整備に向けた事業が展開され、多様な世代が安心して暮らせるまちづくりが推進されている。

③ 国境周辺地域の振興

稚内市・サハリン間の定期航路が 2019 年に休止されたが、道北の商品の輸出販路開拓・拡大等の交流・貿易促進の取組は継続している。

離島における交通機能の確保を図るため、定期フェリー航路等の安定化に資する港湾等の整備を推進している。



(2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

北海道の人口減少傾向が進む中、「活動人口」の維持・増加を図るため、U I J ターン等や二地域居住、長期滞在の促進及び地域協力活動に従事してもらいながら定住・定着を図る「地域おこし協力隊」等多くの取組が展開されている。また、テレワーク等 I C T を活用した新たな働き方に対する支援及び子育て支援等、様々な世代・価値観を持つ人々が活躍できるよう受入環境整備が促進されている。

高齢者、障害者等の参画等拡大のため、公共交通機関・建築物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が促進されている。

北海道の価値創造力の強化に向けては、観光等様々な分野における北海道内外の人材交流の場であり、優良な取組の評価・普及を推進する「北海道価値創造パートナーシップ活動」等を開催し、国と地方公共団体等が連携して地域資源を活用した地域づくり等の担い手の発掘・育成を促進している。

海外との寒冷地技術協力等を通じた交流等グローバルな人的ネットワークの形成を図るため、外国人留学生及び J I C A 研修の受け入れ等、国内外の人々との出会いや交流の機会を創出する取組を継続している。



③ 北方領土隣接地域の安定振興

北方領土隣接地域は、北方領土問題が未解決であるため、戦後はその望ましい地域社会として発展が阻害される特殊な条件下にある地域で、水産業の低迷等、地域経済は依然として厳しい状況となっている。

北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情を踏まえ、第 8 期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（2018 年度～2022 年度）（以下「北方領土隣接地域振興計画」という。）に基づき、「活力ある地域経済の展開」、「地域の資源を活かした交流人口の拡大」、「ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成」、「社会・経済の安定的な発展の基盤の形成」等、安定した地域社会の形成に必要な施策を推進している。

して就職、求職、入学等があげられている（「第 2 期さっぽろ未来創生プラン」（札幌市 2020 年 3 月））。

（4）アイヌ文化の振興等

アイヌ施策推進法に基づき、文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組をアイヌ政策推進交付金により支援するなど、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進している。また、アイヌ文化の復興・創造等に関する我が国における中核的な役割を担う民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）が2020年7月に開業している。

2 世界に目を向けた産業

計画に掲げられた目標「世界に目を向けた産業」においては、グローバル化が進展する中、北海道に強みがあつて、地域の経済発展を牽引しうる農林水産業・食関連産業、観光関連産業等の戦略的産業を成長の核とし、グローバルに飛躍する産業として育成するとともに、各地域の特性を活かした産業全般の振興を通じて安定的な所得及び雇用の確保を目指している。

当該目標を推進するための主要施策は「世界に目を向けた産業の振興」であり、重点施策として以下3つの施策が位置付けられている。

（1）農林水産業・食関連産業の振興

① イノベーションによる農林水産業の振興 (イノベーションによる農業の振興)

農業就業者の減少、高齢化により労働力不足が顕在化する中、農業生産の省力化、低コスト化及び高品質な作物生産を実現し、食料供給力の向上を図るために、農地の大区画化や排水改良等、農業の構造改革に資する生産基盤の整備を推進している。基盤整備を行った地域では、農業経営の法人化、コントラクター²⁴及びTMRセンター²⁵等作業受託組織の活用等によって経営力が強化されるなど、収益性向上に向けた地域ぐるみでの取組が推進されている。

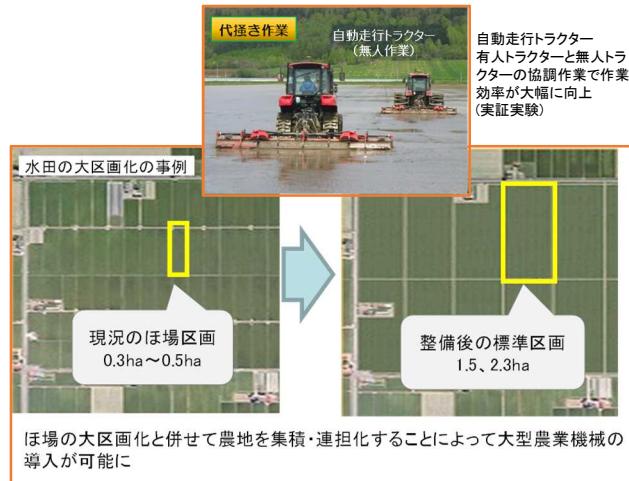
また、農地の汎用化、地下水位制御システム及び畑地かんがい施設の整備を契機として、新たな農業技術の導入が促進されて大幅な省力化と低コスト化が実現するとともに、高収益作物の生産拡大によって収益性が向上している。

スマート農業に関しては、北海道は都府県と比べて大規模な土地利用型農業が展開されていることや、他の畜種と比べて酪農は労働時間が長いことから、現時点では、農作業の省力化・効率化に対する期待が大きい。そのため、農地の大区画化を契機として、自動走行トラクターや自動操舵機能付田植機等、ICTやロボット等の新技術を活用したスマート農機の導入が進んでいる。酪農においては、搾乳ロボットや餌寄せロボット等の導入により作業が省力化し、生産性が向上している。

農業水利施設の老朽化や災害リスクの高まりに対応するため、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る農業水利施設の保全管理と、耐震化や洪水被害防止対策等を推進している。

(イノベーションによる林業の振興)

森林の多面的機能の発揮及び木材の安定供給体制の構築に向けて森林整備を着実に実施するとと



水田 0.5ha 以上の区画整備済面積（2018）

	水田面積	整備面積	整備率
全国	2,405 千 ha	254 千 ha	10.6%
北海道	222 千 ha	57 千 ha	25.7%

農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に北海道局が作成

²⁴ コントラクター：農作業機械、労働力等を有して、農家等から農作業を請け負う組織。

²⁵ TMRセンター：粗飼料、濃厚飼料、添加物等を混合し、牛が必要とする全ての栄養素をバランス良く含んだ飼料を農家の庭先まで配達する組織。

1 もに林業の低コスト化等に向けて路網整備や高性能林業機械の活用、優良品種の開発等を推進して
2 いる。

3 また、道産木材の需要創出に向けて、C L T（直交集成板）等の高付加価値木材製品の開発・普
4 及、公共建築物や民間施設の木造化・木質化を推進している。

5 (イノベーションによる水産業の振興)

6 水産資源の回復及び海域の生産力向上を図るため、水産生物の生活史に配慮した水産環境整備、漁
7 港水域を増養殖場として利用する漁港機能の集約化や有効活用等を推進している。

8 また、高鮮度で安全な水産物を安定供給するため、屋根付き岸壁等の施設整備と併せた高度衛生管
9 理対策、漁港施設の地震・津波対策及び長寿命化対策等を推進している。

10 ② 「食」の高付加価値化と総合拠点づくり

11 谷物の安定的かつ安価な輸入を
12 実現するため、釧路港に国際物流タ
13 ミナルを整備した。併せて釧路港
14 と酪農地域を結ぶ高規格幹線道路
15 等の整備を推進し、遠隔消費地への
16 安定的なサプライチェーンの強化
17 を図り、移輸出を促進している。



18 また、地域団体商標の取得等産地が主体となった高付加価値化の取組が促進されているとともに、
19 「食」の総合拠点づくりに向けて、北海道外等からの食品企業の誘致を推進している。

20 ③ 食の海外展開

21 農水産物輸出促進計画（北海道内6港湾管理者が策定、国土交通省が認定）に基づき、農水産物の
22 商品価値向上や輸出環境改善に資する港湾等の整備を推進している。

23 また、北海道産輸出品目の裾野拡大に向けて、中小口貨物輸出に関わる生産者、物流事業者、商社
24 等が情報を共有するプラットフォームを構築・強化している。

25 農畜産物の輸出促進に向けた生産量の増大や品目の多様化に対応していくよう、農地の大区画
26 化や排水改良、畑地かんがいの整備等の基盤整備を推進している。

27 ④ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

28 農業の構造改革に資する農地の大区画化等の生産基盤整備を契機として、円滑な農地継承と新規
29 就農が促進され、地域の児童数が増加するなど農村地域が活性化された事例も生まれている。

30 山村地域においては、緑化運動、森林環境教育及び「木育」活動により、森林と人との関わりに対する
31 地域住民の理解を醸成する取組を推進している。

32 また、農山漁村の地域資源を活かした地域活性化を促すため、「わが村は美しく－北海道」運動や
33 北海道マリンビジョン21等の取組を推進している。

35 (2) 世界水準の観光地の形成

36 北海道が世界に評価される「世界水準」の観光地として認知され、人々をひきつける地域となるよ
37 う様々な取組を戦略的に展開している。

38 ゲートウェイである新千歳空港の機能強化、函館港等クルーズ船の受入環境の改善や観光地や主
39 要な空港・港湾等へのアクセス強化を図る高規格幹線道路等の整備を推進するとともに、外国人旅行
40 者に優しい道路情報の提供等、外国人旅行者の安全・安心かつ広域的な周遊を促進する取組を推進し
41 ている。

42 移動を含めて楽しむドライブ観光やサイクリングツーリズム、河川空間やインフラを活用したツーリ
43 ズム、自然体験等を観光メニューとするアドベンチャートラベル等、北海道内各地の地域資源を活か
44 した魅力ある観光メニューを充実する取組や観光地域づくりを担う人材育成等を、観光振興に携わ
45 る多様な人材や関係機関が連携・協働して推進している。

46 北海道内地方部への誘客や周遊促進を図るべく、2016年度から、外国人ドライブ観光の推進に戦

略的に取り組んでいる。国道上の道路情報板の英語表示の全国初の導入、道東の道の駅で周辺地域も含めた広域的な観光情報を一元集約して発信する取組、来道外国人ドライブ観光客のG P Sデータ等を取得・共有する外国人ドライブ観光促進プラットフォームの構築等、北海道イニシアティブを發揮して様々な取組を推進している。



アプリを活用した観光客等への案内・情報発信・誘導

(3) 地域の強みを活かした産業の育成

首都圏等での大規模災害等に対し同時被災の可能性の低さや冷涼な気候といった北の優位性を活用した産業の育成を推進し、リスク分散を目的とした企業立地やデータセンター等のI T関連企業の従業員数・売上高が増加傾向で推移している。一方、近年の製造品出荷額及び全国シェアは減少傾向で推移している。

苫小牧東部地域における立地企業数は着実に増加しており、その他の地域でも産業の更なる集積が進行している。また、域内投資等の促進については、官民ファンドの活用や公共施設の運営委託による道内資本の投資拡大が進んでいる。

大樹町において、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（J A X A）を始め、民間企業や大学等により、航空宇宙に関連した様々な実験等が行われている。また、北海道庁、研究機関、経済団体等が連携し、宇宙利用産業分野におけるビジネスの創出に向けた取組を進めている。

これらの産業を支える人流・物流に係る交通ネットワークの整備等を推進しており、道央圏連絡道路の整備により、石狩湾新港工業地域や千歳市工業団地等の沿線の工業団地において物流業者や製造業者の企業立地が進み、集約された農水産物の加工等による製造品出荷額が増加している。

3 強靭で持続可能な国土

計画に掲げられた目標「強靭で持続可能な国土」においては、大規模災害等に対する懸念や環境・エネルギー面での地球規模での制約が顕在化する中、自然災害等による被害を最小化するとともに、北海道の豊かな自然環境や豊富な再生可能エネルギー源、首都圏等との同時被災リスクの低さ等を活用して、人々の暮らしの安全・安心が確保された強靭で持続可能な地域経済社会の確立を目指している。

当該目標を推進するための主要施策は「強靭で持続可能な国土の形成」であり、重点施策として、以下2つの施策が位置付けられている。

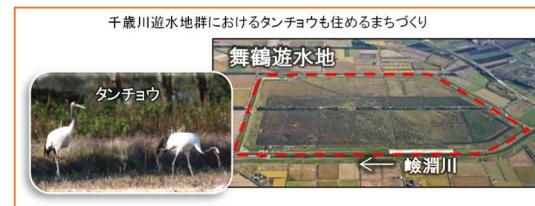
(1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

① 環境と経済・社会の持続可能性の確保

道内河川において、豊かな自然や多様な動植物の生息・生育環境を保全するための取組が展開されるとともに、ラムサール条約登録湿地である釧路湿原では、自然再生協議会の開催や河道の蛇行復元等の取組を推進している。また、伐採費用の縮減と資源の有効活用を目的に、公募による河道内樹木の伐採に取り組んでいる。

自然環境が有する多様な機能を活用する取組として、洪水調節機能を有する千歳川の舞鶴遊水地においては、地域の関係者が参画した「タンチョウも住めるまちづくり協議会」を設立し、持続可能な魅力ある地域づくりを推進している。

健全な水循環の維持・回復を図るための施策として、適切な規模の汚水処理施設の整備を進めるなど、流域の総合的な管理を促進している。また、安全で良質な水道水の安定供給のため、老朽化施設等の計画的な更新や水道未普及地域の解消等を促進している。



1 地域循環共生圏²⁶の考え方を踏まえ、リサイクル施設等の廃棄物処理施設の整備促進等、循環型社
2 会形成に向けた施策を進めている。

3 鉾路・根室地域の酪農地帯において、農業用排水施設の整備を行い、農業者による協定の下でか
4 んがい用水を活用して家畜排せつ物を有効利用すること等により農業生産性の向上、資源の地域循
5 環を推進している。

6 また、低炭素社会の形成に向けて、森林整備におけるCO₂吸収能力の高い樹種の普及や苦小牧沖
7 でのCCS²⁷の実証試験等に取り組んでいる。

② 環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現

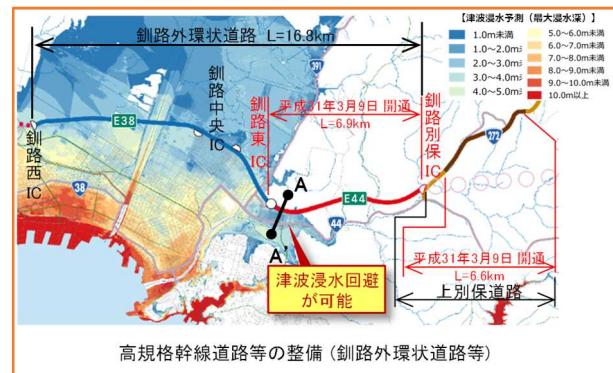
9 温室効果ガス削減、省エネルギー、エネルギーの地産地消を推進するため、太陽光や風力、バイオ
10 マスを活用した発電、ダムの河川維持流量や農業水利施設を活用した小水力発電等、更なる再生可能
11 エネルギーの導入を進めている。併せて、公共建設工事において、ICTの活用による生産性の向上、
12 CO₂削減量を定量的に把握する「環境家計簿」の導入等の取組を推進している。

13 産学官連携のプラットフォームの活動等により水素による余剰電力の貯蔵・利用の促進を普及
14 啓発するとともに、地域分散型エネルギーシステムの構築、燃料電池自動車（FCV）の導入や水素
15 ステーション設置を促進している。

(2) 強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

① 激甚化・多様化する災害への対応

19 地震・津波、火山噴火及び水害・土砂災害等による人命被害の回避や経済被害の最小化を図るため、
20 施設の耐震化、津波対策、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備、ダム及び堤防整備等の根幹的な治水対策等を推進している。また、北海道では先駆的に、平成28(2016)年北海道大雨激甚災害を契機として、気候変動アンサンブルデータを用いて気候変動によるハザード（降雨量等）・リスク（浸水深等）の分析・評価、適応策の検討を行った。



21 地域の防災力向上のため、多様な関係者による協議会を設置し、国管理河川沿川85市町村において避難勧告着目型タイムラインを作成した。加えて洪水や津波ハザードマップの作成等を支援しているほか、市町村、大学、企業等との災害協定の締結等を実施している。また、地方公共団体による国土強靭化地域計画の策定が進められている。

22 河川氾濫の危険度の直接的な把握のため、危機管理型水位計の設置を推進し、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。さらに、大規模な自然災害等に際し、北海道内のみならず全国各地に、北海道開発局のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握や早期復旧に対する技術的な支援を実施した。

23 積雪寒冷地特有の被害を最小化するため、暴風雪時の緊急情報提供、国道及び道道等の通行止め情報や岐画面像のホームページによる一元的な情報発信等を関係機関と連携して行うとともに、メールやSNSによる国道等の通行止め情報や災害情報のプッシュ型配信、36箇所（2019年度末時点）の道の駅で冬期でも安定性のある防災機能強化のため道路管理者・地方公共団体間の災害時協定を締結するなどの取組を推進している。

② 我が国全体の国土強靭化への貢献

²⁶ 地域循環共生圏：「第五次環境基本計画」（2018年4月閣議決定）により提唱された概念であり、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に發揮されることを目指す考え方。

²⁷ CCS (Carbon dioxide Capture and Storage)：二酸化炭素回収・貯留は、工場や発電所等から排出される二酸化炭素（CO₂）を大気放散する前に回収し、地下へ貯留する技術。

1 国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保にも資するため、新千歳空港における
2 冬期安定運航等のための誘導路整備を推進している。

3 北海道内外の災害時であっても食料を安定供給するため、食料生産基盤の施設整備及び機能保全
4 を進めているほか、輸送拠点の確保のため道路や空港の耐震化、道央圏や太平洋側の港湾における
5 B C Pの策定及びそれに基づく訓練等を実施している。

6 ③ **安全・安心な社会基盤の利活用**

7 老朽化するインフラに対して、計画的に点検、更新及び改良を実施しており、橋梁・トンネル・道路
8 附属物等の道路施設、国管理の河川管理施設等及び農業水利施設等の国有財産の点検をおおむね完
9 了した。

10 交通事故に対して、「事故ゼロプラン」により重点的・集中的に交通安全対策を進めており、2018
11 年度末時点で事故危険区間のうち半数以上は対応済となっている。事故危険区間では、事故ゼロプラ
12 ンの推進により、事故危険区間以外と比べ死傷・死亡事故件数の減少率が高い。

13 その他、「北海道技術者育成プラットフォーム」による産学官が連携した技術者育成や、T E C –
14 F O R C E隊員を対象とした研修等、各種研修や検討会を行い防災体制の充実を図っている。

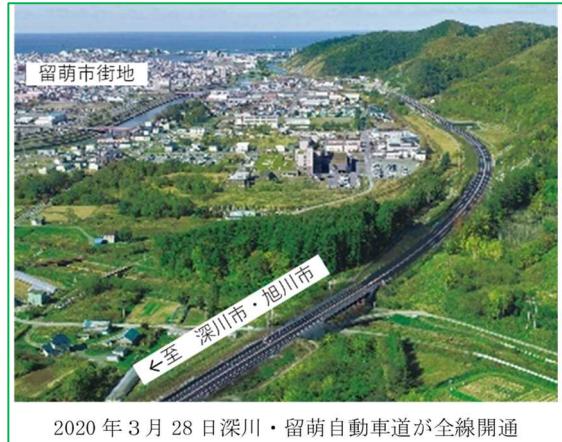
第3章 第8期計画の目標の達成状況の評価等

第2章で整理した目標ごとに設定された重点施策の推進状況及び数値目標の達成状況を踏まえ、各目標の達成状況を総合的に評価するとともに、課題を以下のとおり整理した。

1 人が輝く地域社会

(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進 (達成状況の評価)

農業就業者の高齢化、労働力不足等の課題はあるが、北海道の農業産出額は増加し、生産空間の担い手である農業や漁業従事者の所得は維持あるいは増加の傾向を示しており、生産空間での生産活動による地域の基幹産業の振興が図られ、所得確保につながってきたと言える。北海道の「食」と「観光」という強みを提供する「生産空間」の維持・発展のため、高規格幹線道路、空港、港湾等の整備は着実に進められており、2020年3月には、北海道の高規格幹線道路として初めて、深川・留萌自動車道が全線開通し、留萌地域と上川・空知・石狩地域の各都市との結びつきが強化された。また、北海道産の農水産物の移出等が行われている苫小牧港において、複合一貫輸送ターミナルの改良を行うなど、全道各地で地域経済・産業を支える交通ネットワークの整備が進捗した。さらに、地域交通の課題に応じた人流・物流システムの構築や道の駅の拠点化により生活機能の維持が図られているほか、地域の魅力向上に資する取組が推進されている。3つのモデル圏域（名寄周辺、十勝南、釧路）については、地域と一緒に地域課題の解決に向けた取組が開始されている。



2020年3月28日深川・留萌自動車道が全線開通

しかしながら、北海道の多くの市町村で人口減少が進行する一方、札幌市では全道人口の3分の1を超える人口が集中している。また、札幌市では、高度で専門的な医療サービスが集積しているが、その他の基礎圏域中心都市においては、人口当たりの医師数が全国平均を下回っている地域が多い。さらに、地方部においては救急搬送等に長時間を要する地域が存在している。北海道の広域分散型の地域構造を踏まえると、遠隔医療は効果的な手段であるが、機器整備が高額であること等から普及が限定的な状況となっている。これらに加え、北海道内の光ファイバの世帯カバー率は98.1%であるが、農村部、山間部等には依然として未整備地区が多く存在している。

(課題)

生産空間を引き続き維持・発展させるためには、基幹産業である農林水産業の振興や競争力の強化に向けた取組を継続するとともに、雇用の場や労働力の確保についても対応していく必要がある。また、地域経済・産業を支える交通ネットワークの強化は図られつつあるが、いまだ主要都市間を結ぶ高規格幹線道路のミッシングリンクが存在するとともに、開通区間においても時間信頼性確保、交通事故防止、災害時のネットワークの代替性確保の観点から課題がある暫定2車線区間が多いため、引き続き、交通ネットワークの整備を進めていくことに加え、持続可能な人流・物流システムの構築を進めるため、片荷の解消等に向けた物流の改善、移動手段の維持及び利便性向上が必要である。さらに、北海道新幹線札幌延伸を見据えた広域的な交流・連携の強化や交通の利便性向上につながる交通結節機能の強化を図るとともに、地方部において生活機能を確保し、コミュニティを維持するため、情報通信基盤や防災機能を備えた地域の拠点づくりや遠隔医療等の取組が必要である。これら産業や交通、地域の拠点づくりの取組と合わせて、生産空間に「暮らしたい」・「訪れたい」と感じられる魅力の向上や、生産空間での定住や交流を促進するため、景観形成等に関する地域との協働による取組や地域主体の取組の支援を続けていくとともに、地域の魅力向上につながる街並みの整備を続けることが必要である。

3つのモデル圏域での取組については、課題解決に向けた取組を重点化するとともに、「北海道イニ

1 シアティブ」の推進に向けて、他地域への波及を見据え「課題解決先行地域」事例を創出する必要がある。
2

3 (2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進 4 (達成状況の評価)

5 サテライトオフィスやテレワーク拠点、体験移住用住宅等の整備について、北海道の多くの地方公共
6 団体が取り組んでいる。体験移住者、地域おこし協力隊等の活動人口は増加している。

7 北海道価値創造パートナーシップ活動その他様々な地域づくりの人材育成・交流の取組等が多様な
8 主体により行われ、その裾野は広がっている。

9 世界に誇れる、評価される取組（「世界の北海道」）について、2025年までに100件の優れた取組を
10 選定することを目指しており、選定作業を進めている。

11 (課題)

12 地域づくり人材の取組支援やネットワークの拡大等、地域で活発に活動できる環境づくりを強化す
13 る必要がある。また、地域の活動人口の増加、多様な人材の対流、地域づくり人材の発掘・育成が急が
14 れる。加えて、優れた取組等を発掘し、北海道の魅力を発信していく必要がある。

16 (3) 北方領土隣接地域の安定振興 17 (達成状況の評価)

18 北方領土隣接地域振興計画に基づく施策の実施により、安定した地域社会の形成に寄与している。

19 (課題)

20 北方領土問題が未解決であることからその望ましい地域社会としての発展が阻害されている地域で
21 あり、水産業の低迷等、地域経済は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、安定した地域社
22 会の形成を図る必要がある。

24 (4) アイヌ文化の振興等 25 (達成状況の評価)

26 アイヌ施策推進法に基づく交付金制度等を通じて、文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、
27 観光振興等を含めた市町村の取組を支援するなど、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進している。ウ
28 ポポイについて、感染症の影響により二度にわたり開業が延期となったものの、2020年7月に開業し
29 ている。

30 (課題)

31 アイヌ施策推進法に基づく措置について、引き続き制度の適切な運用を図る必要がある。ウポポイの
32 運営に当たり、感染症の拡大予防策を適切に講じながら、誘客促進に向けた広報活動やコンテンツの充
33 実等の取組を推進する必要がある。

35 2 世界に目を向けた産業

36 (1) 農林水産業・食関連産業の振興 37 (達成状況の評価)

38 農地の大区画化等、農林水産業のイノベーションを推進し、認定農業者²⁸を中心とする効率的かつ安
39 定的な農業経営が展開されている。これにより、農業産出額は、乳価・乳牛価格等の上昇に伴い増加傾
40 向で推移しており、2014年から2018年までに約13%増加し、2016年から目標の12,000億円を上回っ
41 ている。しかし2014年と2018年の生産量を比較すると、生乳生産量と乳牛販売頭数はほぼ横ばいで
42 あるものの、米、いも類及び野菜の生産量は減少している。水産物の生産量は年によって変動があるが、

²⁸ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。

主要魚種であるサケ、イカ、サンマ等は減少傾向にある。

農業及び水産業においては就業者数の減少が依然として続いている。また、就業者に占める高齢者の割合は、農業において増加傾向が継続しており、林業及び水産業でも高い水準で推移している。

2018年の食料品製造業出荷額は2014年に比べ約11%増加しており、目標の22,000億円を上回った。しかし、食品製造業の付加価値率は他地域に比べて依然として低い水準にとどまっている。

道産食品輸出額は、基準値（2014年）をベースに増減を繰り返している。2018年には2014年から約16%増加して過去最高額となったものの、2019年には基準値と同程度まで減少した。食品輸出額の変動は水産物や水産加工品の動向に依存するところが大きく、目標の1,500億円までには開きがある。

課題

農業産出額目標は達成しているものの、主要農作物の生産量は減少しており、顕在化している労働力不足も解消されていないことから、食料供給力の確保と農林水産業の持続性において不安要素が存在している。

農林水産業のそれぞれにおいて新技術や経営形態の革新等イノベーションの加速化を図るとともに、消費者・実需者ニーズに応じた生産を推進し、引き続き食料供給力の向上及び農林水産業の持続的発展を目指す必要がある。

2018年の食料品製造業出荷額は目標を上回ったものの、付加価値率が低いという課題は解消されていない。食品マーケットの変化に対応しながら、北海道の「食」の高付加価値化・競争力向上と効率的な輸送体系の構築に向けた取組を引き続き推進する必要がある。

国内消費の減少が見込まれる中で、拡大する世界の食市場を獲得して農水産業・食関連産業の成長産業化を図ることが引き続き重要である。道産食品輸出額の約8割を占める水産物・水産加工品の安定供給に加えて、輸出品目の多様化を図り、輸出額の増加に取り組む必要がある。

（2）世界水準の観光地の形成

（達成状況の評価）

来道外国人旅行者の受入環境整備、ドライブ観光等北海道イニシアティブを発揮した取組を強力に実施した結果、来道外国人旅行者数は、2015年から2019年までに190万人から301万人と1.6倍に増



加、また訪日外国人旅行者の9.4%（2019年）が北海道を訪問するなど、我が国全体の外国人旅行者数の増加に貢献している。来道外国人宿泊数の地方部割合は増えているが、道央圏を上回る増加率の地域もあり、地方部の外国人旅行者も着実に増加している。客室稼働率の季節較差は、年間旅行者の増加により、端境期と繁忙期の較差の平準化が進み、数値目標に近づいている。

達成が厳しい数値目標もあるが、来道外国人旅行者の観光消費額は北海道全体の観光消費額の3分の1を占めるなど、インバウンド観光は戦略的産業として着実に成長している。また、個人手配旅行割合の増加、高頻度リピーターの増加等、今後地方部へ経済効果の波及が期待される変化も現れている。

（課題）

外国人旅行者の安全・安心や移動・周遊を支える受入環境のより一層の整備を進める必要がある。また、外国人旅行者の地方部への誘客や客室稼働率の季節較差の平準化のため、地方部の資源・特性を活かした多様な観光メニューをより一層充実させるとともに、観光地域づくりを担う人材育成を行う必要がある。これらを通じて、北海道が世界に評価され、将来にわたって人々をひきつける地域となるよう、引き続き戦略的・横断的取組が必要である。



（3）地域の強みを活かした産業の育成

（達成状況の評価）

首都圏等の大都市圏との同時被災リスクの低さや冷涼な気候といった地理的・気候的な北の優位性を活かす観点から、道外企業の誘致、特にデータセンター等ICT産業の誘致等が着実に進んでいるほか、利便性の高い物流ネットワークの形成により、沿線の企業立地及び農水産物加工等の製造品出荷額の増加等の効果が見られる。また、釧路港において、飼料用穀物の主要な輸入先である北米に最も近い穀物取扱港の優位性を活かした国際物流ターミナルの整備により、背後で新たな飼料工場の建設やサイロの増設等のほか、酪農業・食料品製造業等の関連産業の資金調達及び設備投資が誘発されている。

苫小牧東部地域開発については、これまでの産業集積を活かした幅広い産業開発が進んでいるとともに、新たに食関連産業の創出や再生可能エネルギーの活用等を目的とした取組が進んでいる。

（課題）

北海道の強みを活かした生産空間の維持・発展を図るための戦略的産業の振興に加え、北の優位性の活用や産業集積の活用、地域消費型産業の活性化等を通じて、地域全体の雇用創出力の強化が必要となっている。

3 強靭で持続可能な国土

（1）恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

（達成状況の評価）

釧路湿原の河道の蛇行復元等による自然再生の取組、大規模酪農地帯の家畜排せつ物の有効活用と地域環境の保全のための用排水施設の整備、建設現場におけるICT施工導入等のCO₂削減の取組が進んでいる。

北海道の2018年度の全発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は2030年度の国の目標である22~24%を上回っており、他地域と比較して再生可能エネルギーの活用が進んでいる。

2015年度に設立した産学官金連携のプラットフォームの活動等により、水素による余剰電力の利用

促進等の普及啓発、地域分散型エネルギー・システムの構築が図られている。

(課題)

引き続き、自然環境を保全し、社会資本や土地利用において、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用する取組を推進する必要がある。

また、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、我が国として具体的な検討が進められており、北海道の豊かな自然や地域資源を活かし、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減対策や森林整備等の吸収源対策に取り組む必要がある。

北海道胆振東部地震後の全道ブラックアウトを踏まえ、再生可能エネルギーや蓄電池を活用した強靭な地域分散型エネルギー・システムの構築に向けた取組が必要である。また、地域分散型エネルギー・システムを含めたスマートシティの構築等の先導的な取組の検討が必要である。

(2) 強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

(達成状況の評価)

水災害リスクへの対応を図るため、河川改修、洪水調節施設等の整備に取り組み、千歳川遊水地群を供用開始するなど、治水安全度の向上を図った。

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、大規模な浸水被害の防止・最小化等を図るため、河川、道路、港湾等の防災のための重要インフラの機能強化に取り組んでいる。

的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備といった課題に対応し、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、「大規模氾濫減災協議会」を北海道内に25箇所設置した。このような取組により、防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村割合が、2019年度に95%に達するなど、地域の防災力向上の取組が進んでいる。

社会資本の老朽化に対して計画的に点検や対策を行っており、橋梁・トンネル・道路附属物等の道路施設、国管理の河川管理施設等及び農業水利施設等の国有財産の点検をおおむね完了した。引き続き、定期点検及び必要な対策を実施しており、強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成に向けた取組が着実に進捗している。

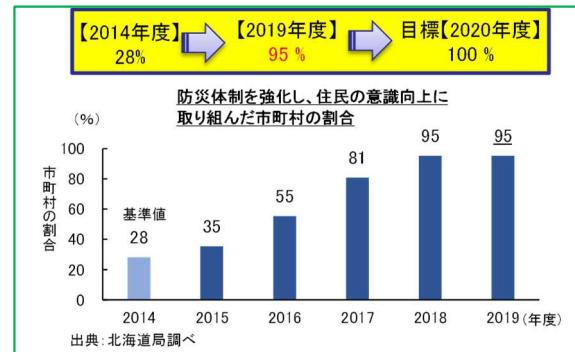
(課題)

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、複数の河川で氾濫が発生する等、これまでの施策だけでは対応しきれない新たな課題が顕在化している。切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や津波、火山噴火や気候変動に伴う災害の激甚化等が懸念されている。特に北海道では、冬期にマイナス20°Cを下回る低温や積雪、風雪、流水等により応急・復旧活動が妨げられることで被害が増大し、また避難生活が困難になるなど被害が増大するといった積雪寒冷地特有の課題があることも踏まえ、様々な観点から防災・減災、国土強靭化のための取組を強力に推進することが必要である。

また、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。加えて、災害の激甚化・頻発化を踏まえると、TEC-FORCE活動等の体制の一層の強化や、平時から災害が発生した際の対策を復旧・復興段階も見据えて準備しておくことが必要である。

今後も高度成長期に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行するため、より一層計画的、集中的に老朽化対策を実施する必要がある。

これらの課題に対応するため、社会資本整備の担い手の確保・育成が必要である。



第4章 今後の第8期計画の推進について

1 今後の第8期計画推進の基本的考え方等

(感染症の影響及び「新たな日常」の実現)

第1章3(4)で述べたとおり、直面している喫緊の課題である感染症の社会経済に与える影響は甚大であり、北海道経済に大きな影を落としている。

このような感染症による世界経済の大幅な落ち込みと不確実性の高まりの中では、当面内需を中心とした経済の回復を図る必要がある。政府においては、国民の生命・生活・雇用・事業をしっかりと守り抜くため、まずは感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図り、その上で「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指している。

また、北海道においては、道民、道内の事業者が連携し、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革による「新北海道スタイル²⁹」の構築を目指している。

人口密度が高く、集住して日常活動を行うことのリスクや、経済機能等の国の中核機能の一極集中のリスクが改めて認識されていること、テレワーク等のリモートサービスの活用・定着が進み始め、働き方の見直しや地方移住を前向きに考えるという機運が増している状況を契機とし、北海道が我が国に果たす役割を再認識すべきである。更にはDXの加速等への対応、人流・物流が制限される中での特定国・地域に依存していたサプライチェーンの多元化に迅速に対応すべきである。

(基本的考え方)

感染症のリスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るというわけではないが、感染症の影響を受けても、「食」や「観光」の分野における北海道の強み・北海道の魅力が失われたわけではなく、「食」と「観光」を戦略的産業と位置づけ、北海道の豊かな自然や文化等に根ざしつつ、「世界の北海道」を目指すという第8期計画の理念は変わるものではない。加えて、北海道は他地域に比べ集中・過密の少ない地域構造であり、感染症の教訓を踏まえた働き方や移住等を検討する上で魅力ある地域になり得る。さらに、近年、激甚化・頻発化している大規模災害を踏まえ、強靭化の取組等も加速すべきである。

このため、計画前半で取り組んできた、生産空間において付加価値を生み出す力、いわば「稼ぐ力」を向上させる取組を加速し、生産空間を広域的に支える基礎圏域を発展させる。さらに、計画後半期間における施策については、感染症において見えてきた北海道の価値を改めて見つめ直しながら、分散型の国土づくりに向け、散居形態を成す生産空間における各種施策に積極的に取り組むとともに、DXの加速等への対応を図る。また、危機や災害に強い社会経済を支えるための社会資本整備等を推進するとともに、今後の気候変動の影響を踏まながら、土地利用のあり方や住まい方の工夫等にも取り組みつつ、防災・減災、国土強靭化の取組を進める。これらの推進に当たっては、時機を逸することなく効果的・効率的に施策を推進し、ウィズ・コロナ及びポスト・コロナにおける「新たな日常」を先導する地域を創ることを目指す。

2 目標の実現に向けた重要施策（ミッション）

計画後半期間においては、第8期計画に掲げる施策を引き続き着実に推進していく一方で、ウィズ・コロナで短期的に加速すべき施策及びポスト・コロナに向けて強化すべき施策を意識しつつ、国内外の状況の変化に柔軟に対応し、持続可能な社会の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs³⁰）実施指針³¹を踏まえ以下に掲げる重要施策を様々な主体や関係者と連携・協働し推進する必要がある。

²⁹ 新北海道スタイル：国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、2020年5月に北海道庁が提唱した活動。北海道民と事業者が連携しながら、北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげようとするもの。

³⁰ SDGs：Sustainable Development Goals の略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。

³¹ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月22日第2回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）（令和元年）

1 (1) 人が輝く地域社会

2 分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

3 ① 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

4 感染症拡大により、東京一極集中のリスクが認識され、首都圏において地方移住への関心が高まっ
5 ている。北海道においても、この地方移住への意識の高まりに対応し、定住・交流環境の維持増進に
6 向けて施策を推進する。なお、北海道内各地域から札幌都市圏への人口流出により、札幌一極集中が
7 進んでいることにも留意する必要がある。

8 今後、分散型の国土づくりを先導していくため、自然環境が有する多様な機能を活用し、都市部か
9 らの移住者や長期滞在者等の受入れの強化とともに、基幹産業である農林水産業の振興、観光の活性
10 化に取り組むことで強靭かつ自律的な生産空間を構築する。

11 高齢者や学生、北海道での生活に不慣れな人の居住や就労、就学に必要な移動手段を確保するとともに、様々なライフステージに応じ充実した生活環境を提供するため、都市部と同水準の医療及び教
12 育の確保に向けた遠隔医療及び遠隔教育を促進する。また、テレワークの普及等を見据え、公的施設
13 を日常生活や地域経営の拠点とする取組と合わせて Society5.0 に対応した情報通信基盤の整備を行
14 うことで、地方部のスマート化を促進する。これらの取組により、地方部での暮らしの魅力向上や働く
15 機会の創出を図る。

16 3つのモデル圏域における課題解決については、ワーキングチームのような地域主体の検討の場
17 において、取り組む課題を重点化するとともに、マネジメントを強化し、取組を深化させる。また、
18 3つのモデル圏域において、地域の各主体が課題を共有し、課題解決に向けて連携して取り組む事例
19 を、他の地域の参考となるよう取りまとめるとともに、普及を図る。

20 (所得・雇用の確保)

21 生産空間の基幹産業である農林水産業の振興及び競争力の強化を図るため、農作業の省力化、農業
22 生産の最適化等に資するスマート農業の推進及びそれに対応した農地の大区画化、汎用化等の基盤
23 整備、森林資源の有効活用と循環利用に資する森林整備の推進や機械等の導入による施業の効率化、
24 高鮮度で安全な水産物の安定供給に資する水産基盤の整備等に取り組む。また、雇用のマッチング等
25 により労働力不足を補う取組を推進する。さらに、農林漁業の6次産業化や食・観光関連産業等の振
26 興により雇用の創出を図る。

27 (生活機能・集落機能の維持)

28 北海道内外の人流・物流、地域・拠点間の連携確保のため、高規格幹線道路のミッシングリンク解
29 消等や空港、港湾等の整備を推進する。また、物流の改善に向け共同配送等の取組を促進するととも
30 に、快適に移動可能な街を目指してコミュニティバスやデマンド交通、MaaS等の新たなモビリティ
31 サービスを活用するなどスマートシティの構築につながる取組を促進する。さらに、広域的な交
32 流・連携の強化を図るため、北海道新幹線札幌延伸を見据えた札幌駅交通ターミナルの整備等交通結
33 節機能を強化する。これら交通に関する取組と合わせて地域のコミュニティ維持を図るため、「道の
34 駅」等の公的施設において、地域の生活機能の集約とともに、災害時にも活用可能なエネルギーシステム
35 の構築や情報通信基盤の整備を促進する。

36 (地域の魅力向上)

37 生産空間が有する雄大な自然や北海道らしい農村景観、食等の地域資源と「シーニックバイウェイ
38 北海道」、「わが村は美しく－北海道」運動及び北海道マリンビジョン21といった地域主体の先駆
39 的な活動やそのノウハウを活かした地域づくりを推進する。また、魅力的な街並みの形成による地域
40 の魅力向上のため、無電柱化やかわまちづくりを推進する。これらの取組により、地域のブランド力を
41 高め、多様な交流や域内消費需要の拡大を図る。さらに、北海道の各地域にふさわしい景観計画や
42 景観ガイドラインの策定を推進する。

43 ② 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

44 感染症の拡大に伴い、テレワークの定着が進み始め、地方移住を前向きに考えるという機運が高ま

1 っている。北海道が「新たな日常」を牽引していくよう、地方回帰に資するテレワークの推進、地方
2 移住にもつながるサテライトオフィスの設置、休暇中に滞在先で仕事をするワーケーションや二地
3 域居住等を通じ新しい働き方・暮らし方を促進するとともに、これと併せて道内各地域への交通ア
4 セスの強化を図る。人とつながり支え合う価値を大切にする地域社会やコミュニティ等の形成を促
5 進し、活動人口の増加を図る。さらに、北海道の雄大な自然・冷涼さ等の様々な北海道の暮らしの魅
6 力等を、地方移住希望者のニーズも踏まえ積極的に発信する。

7 多様な地域づくり人材の広域的・横断的な支援を行うための「北海道価値創造パートナーシップ活
8 動」等機能を充実させる。また、人材の発掘・育成を促進し、世界に誇れる、評価される取組につい
9 て国内外へのPR等を行う。

③ 北方領土隣接地域の安定振興

10 北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情を踏まえ、北方領土隣接地域振興計画に基づき、安定
11 した地域社会の形成に必要な施策を推進する。

④ アイヌ施策の総合的かつ効果的な展開

12 アイヌ施策推進法が施行され、ウポポイも開業したことから、文化振興や福祉政策に加え、地域振
13 興、産業振興、観光振興等を含めたアイヌ施策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 世界に目を向けた産業

① 農林水産業・食関連産業の振興

我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速

20 感染症の影響により外国人の入国が制限されたため、外国人労働力に依存する生産体制のリスク
21 が顕在化した。人手不足に悩む農村と休業者等をマッチングするなど、多様な方法で労働力の確保を
22 図ることが急務である。また、スマート農業の導入による省力化の効果を最大限に活用していく。

(イノベーションによる農林水産業の振興)

23 順在化する労働力不足に対応し、大規模土地利用型農業が展開される北海道農業のポテンシャル
24 を最大限に發揮して食料自給率の向上を図るために、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した
25 スマート農業の導入を加速する。自動走行トラクター等の導入による農作業の更なる省力化・効率化、
26 センシング等で取得したデータを活用した農業生産の最適化及び農業経営の効率化等を促進する。
27 このため、スマート農業に対応した農地の大区画化、汎用化等の基盤整備とともに、スマート農
28 業技術を活用する新たな農業支援サービスの育成・普及を推進する。

29 加工・業務用需要への対応や高収益作物の導入等、変化する需要に応じた生産を展開して経営力を
30 強化するため、農地の汎用化、畑地かんがいの導入等の基盤整備を戦略的に推進する。

31 林業においては、資源・生産管理のスマート化等に取り組み、林業の低コスト化を促進する。

32 木材の安定供給及び需要拡大を図るため、優良品種の普及、路網と高性能林業機械の組合せによる
33 施業効率化、公共建築物の木造化・木質化等を推進する。

34 林業の担い手を確保するため、2020年4月に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」では、
35 産学官連携の運営体制のもとで将来の森林づくりの中核を担う人材を教育しており、こうした取組
36 等により、人材育成を促進する。

37 水産業においては、水産資源評価の高度化、漁業・養殖業の生産性向上等に資するスマート水産業
38 の取組を促進する。

39 水産資源の回復、海域の生産力向上及び生産・出荷の安定化により国内の水産物需要に応えるた
40 め、水産生物の生活史に配慮した水産環境整備と漁港水域を増養殖場として利用する漁港機能の集
41 約化や有効活用等を推進する。また、高鮮度で安全な水産物を安定供給するため、屋根付き岸壁等の
42 施設整備と併せた高度衛生管理対策を推進する。

43 農水産業の生産性向上や市場拡大等を図るため、農水産物の生産から加工・流通、販売、消費に至
44 るフードチェーンの各プロセスをデータで連携する取組を新たに促進する。

45 農業水利施設及び漁港施設の老朽化や災害リスクの高まりに対応し、農水産物の安定供給を図る
46 ため、長寿命化対策等の戦略的な保全管理と、耐震化、洪水被害対策及び津波対策を更に推進する。

1 (「食」の高付加価値化と総合拠点づくり) 2

3 北海道における「食」の高付加価値化を図り地域経済への波及効果を高めるため、全国的にネット
4 ワーク化したサプライチェーンにおいて、農水産物の生産拠点である北海道の強みを活かし、食品マ
5 一ケットの展開に対応した一次加工品の生産拠点化を促進する。

6 遠隔消費地への安定的なサプライチェーンを強化するため、多様な輸送モードを活用した効率的
7 な輸送体系の構築を推進する。

8 (「食」の海外展開) 9

10 世界経済の不確実性の高まりによって停滞を余儀なくされている食料品輸出について、「農林水産
11 物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)を
12 踏まえ、感染症収束後を見据えた戦略的な取組を着実に推進する。

13 輸出先国が求める品質・衛生基準等のニーズを踏まえて、農水産物の商品価値向上・輸出環境改善
14 に資する施設整備を更に推進する。

15 農畜産物の輸出促進に向けて必要となる低コスト化・高品質化に対応していくよう、農地の大区
16 画化や排水改良等の基盤整備を更に推進する。

17 中小口貨物の輸出に関わる関係者間の情報共有を目的として構築したプラットフォームを本格運用
18 し、道産食品輸出の裾野拡大に向けた取組を更に推進する。

19 (地域資源を活用した農山漁村の活性化) 20

21 新技術や新たな経営形態等のイノベーションによって若者から選択される職業として農林水産業
22 の魅力を高め、経営資源の円滑な継承を図るとともに、第三者継承や新規就業等に向けた地域のサ
23 ポート等によって新たな担い手を確保し、地域の活性化を促進する。

24 「食育」や「木育」等、農山漁村の豊かな恵み、自然及び生活体験等を教育等に活用する地域の
25 主体的な活動を更に支援する。

26 ② 世界水準の観光地の形成 27

28 国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化 29

30 まずは道内や国内、続いてインバウンド需要の早期回復を図るため、感染症対策のもと、国内外の
31 感染症の状況を見極め、需要を喚起しつつ、国内旅行とインバウンドの両輪により、オール北海道で
32 世界水準の観光地の形成を目指す。このため、北海道らしい農村景観、食、自然環境等の生産空間固
33 有の地域資源や地域住民主体の先駆的な活動を最大限活用し、住民が誇れる地域づくりに取り組み、
34 生産空間の魅力向上やブランド化を推進することで、交流及び関係人口³²の増加を図る。

35 各国との人的交流回復までの時間を活用して、多言語表記、通訳ガイド育成等ストレスフリーで観
36 光できる環境整備を進める。文化施設・国立公園等の観光資源としての更なる磨き上げ・活用に取り
37 組むとともに、外国人接遇能力の向上やアドベンチャーラベルコンテンツ等の更なる充実を進め
38 る。

39 外国人旅行者の安全安心や移動・周遊を支える受入環境の整備を図るため、新千歳空港の機能強化
40 を始め、高規格幹線道路、空港、港湾、新幹線等の交通ネットワークの整備を推進する。災害時の情
41 報伝達体制の強化を図るため、観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報
42 発信を促進する。また、民間による創意工夫を活かした北海道7空港一括運営を契機に、空港運営会
43 社、行政、商工団体、交通・観光等の関係者が連携し、新しいモビリティの導入を含めた2次・3次
交通の強化等地方部への分散・周遊を支える受入環境の整備を推進する。さらに、クルーズ船の受入
環境の改善を背後地の取組と連携して一層推進する。

44 国内外の新たな観光需要を取り込んでいくために、需要の分散・平準化に配慮しながら、観光振興
45 に携わる多様な人材や関係機関の連携・協働の下で進められているシニックバイウェイを始めと
46 するドライブ観光、サイクリツーリズム、河川空間やインフラを活用したツーリズム、農泊³³、自然

³² 関係人口：長期的な「定住人口」でも短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者（「これからの中長期移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年1月））。

³³ 農泊：農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行。

1 文化体験観光、道内各地の道の駅等の地域資源を最大限活用した多様な観光メニューのより一層の
2 充実や情報発信により、外国人旅行者の地方部への誘客や客室稼働率の季節較差の平準化を図る。

3 変化する観光需要のターゲットに応じたポートフォリオの見直しやリアルとオンラインを組み合
4 わせたハイブリッド型のM I C E³⁴、広域観光周遊ルート形成、北海道ドライブ観光促進プラットフ
5 ォームの取組、観光商品造成、観光地域づくりを担うDMO³⁵等の形成・確立及び人材育成等につい
6 て、「観光ビジョン推進北海道ブロック戦略会議」等のオール北海道の官民連携の下で迅速かつ戦略
7 的・横断的に推進する。

③ 地域の強みを活かした産業の育成

ポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進

道内産業の更なる育成及び地域のポテンシャルを十分に發揮させるために、今後も食品の通年出荷や長期保存が可能となる物流拠点の整備状況等を踏まえ、基盤整備を含めた物流機能の強化を推進する。

産業活動の基盤となる人材・雇用確保に向け、U I J ターン者の地域就業の取組やI C Tを活用した業務効率化の促進を図る。

地理的条件を活かした大樹町の航空宇宙産業等、地域や関係機関の取組を活かしつつ、地域経済の活性化につながるイノベーション等を促進する。

首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、北海道で働くことの魅力や優位性を発信するなど、更なる企業立地・振興に向けた取組を促進するとともに、雇用の維持と事業の継続の支援を進める。

(3) 強靭で持続可能な国土

① 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組

北海道のかけがえの無い自然環境の保全のため、湿原の自然再生に向けた取組等を引き続き進めるとともに、社会資本整備や土地利用において、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進する。

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、「革新的環境イノベーション戦略」³⁶や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等を踏まえ、エネルギー関連や物流・人流・土木インフラ、農林水産業、ライフスタイル関連等、2050年カーボンニュートラルを実現するため不可欠な重要分野を始めとして、温室効果ガス排出削減対策や吸収源対策に、国、地方公共団体、企業等が連携して取り組む。

具体的には、水素の利活用や、地方部に豊富に賦存する風力・バイオマス等の再生可能エネルギーや雪氷冷熱の利活用等を周辺環境との調和を図りつつ促進する。

また、スマートシティの構築を目指し、再生可能エネルギーや水素の利用促進を図りつつ、マイクログリッド³⁷等の強靭な地域分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を関係機関が一体と

³⁴ M I C E：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

³⁵ DMO：Destination Management/Marketing Organizationのこと。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの舵取り役となる法人（観光庁）。

³⁶ 「革新的環境イノベーション戦略」（令和2年1月 統合イノベーション戦略推進会議決定）

世界のカーボンニュートラル、更には、過去のストックベースでのCO₂削減（ビヨンド・ゼロ）を可能とする革新的技術を2050年までに確立することを目指し、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月閣議決定）に掲げた目標に向けて社会実装を目指す戦略。

同戦略に掲げられている「イノベーション・アクションプラン（革新的技術の2050年までの確立を目指す行動計画）」の重要な領域として、「非化石エネルギー」、「エネルギーネットワーク」、「水素」、「カーボンリサイクル、CCUS」、「ゼロエミ農林水産業」が位置づけられている。

³⁷ マイクログリッド：再生可能エネルギーと系統配電線を活用し、災害等の大規模停電時には自立して電力供給を行う方法。

1 なって推進する。

2 さらに、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化を推進するとともに、スマート農林
3 水産業³⁸の実装の加速化や森林整備等による吸収源対策の推進、住宅・建築物に係る省エネ・省CO
4 ₂対策の促進、建設施工における温室効果ガス排出削減対策の促進を図る。

5 これらの取組や循環型社会の構築に向けた取組等を総合的に進め、経済と環境の好循環と持続可
6 能な地域社会の構築を図る。

7 ② 強靭な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

8 激甚化・頻発化する災害等への対応、冬期複合災害への備え

9 2018年の北海道胆振東部地震により被災した地域の早期の復旧・復興を推進する。

10 国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、「防災・減災、国土強靭化のための
11 5か年加速化対策」を、重点的かつ集中的に推進する。

12 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、国内外の研究機関等と連携しつつ、将来の気候
13 変動による影響の評価等を行い、治水計画等を気候変動による降雨量の増加や海面上昇等を考慮し
14 したものに見直す。また、気候変動を踏まえた水災害対策として、北海道の流域や被害の特性を考慮し
15 つつ、河川、下水道の管理者等が主体となって行う対策に加え、国・北海道・市町村・企業・住民等
16 あらゆる関係者が流域全体で、既存ダムの洪水調節機能強化や土地利用と一体となった遊水機能の
17 向上や土地利用・住まい方の工夫等に取り組む「流域治水」へ転換し、事前防災対策を推進する。

18 切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波、火山噴火等が懸念されており、これらの大規
19 模自然災害への対策を推進する。

20 特に、北海道は積雪寒冷地であることから、冬期の人命被害の回避や経済被害の最小化を図るために、
21 関係機関等が連携し、雪害の防止、広範囲で躊躇ない予防的・計画的な通行規制や集中的な除雪
22 等の冬期道路交通の確保及び車両滞留時の救助・避難のための支援体制構築等を図るとともに、暴風
23 雪による視程障害時の除雪作業技術等、冬期災害時に資する技術開発の取組を推進する。さらに、冬
24 期の巨大地震・津波や火山噴火等、冬期複合災害の発生に備え、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・
25 津波の検討結果や冬期複合災害に関するこれまでの知見等を踏まえた取組を推進する。上記を踏まえ、
26 代替性確保のための高規格幹線道路等の整備や道の駅の防災拠点化等の各種インフラ整備、災害
27 に強い海上交通ネットワーク機能の構築、各種情報提供や各関係機関との訓練等防災体制の強化と
28 いったハード・ソフト組み合わせた対策を、国及び地域が連携して推進する。また、災害復旧・復興
29 への備えとして、平時から復旧・復興の姿を想定した事前の取組を推進する。

30 老朽化が進むインフラの機能維持を図るため、事後保全から予防保全へ本格転換するとともに、ド
31 ローン等新技術の活用による点検の高度化・効率化や施設の集約・再編等のインフラストックの適正
32 化等により、戦略的なインフラ老朽化対策を推進する。

33 また、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえるとTEC-FORCE活動の一層の強化が不可欠であること、
34 インフラ老朽化対策等をさらに推進する必要があることから、北海道開発局等の体制の強
35 化や人材育成に取り組む。併せて、災害からの復旧・復興を始め、インフラの整備・維持補修に不可
36 欠な存在である建設業者がその役割を十分發揮できるよう、現場の担い手・技能人材の安定的な確
37 保・育成等の取組を推進する。さらに、大学等と連携し、総合的な防災・減災に関する研究・技術開
38 発や人材育成の推進を図る。

39 国においては感染症対策の基本的対処方針³⁹に基づき我が国全体の感染症対策を推進しており、北
40 海道においては独自に「新北海道スタイル」の浸透・定着に向けた取組を促進している。今後、感染
41 症等の危機に強い社会経済システムを構築する必要があり、感染症に対する強靭化も重要な課題で
42 ある。したがってインフラ分野においても、まずはICTや3次元データを活用したリモート化・無
43 人化や生産性向上等インフラ分野のDXを推進するとともに、災害対応等において感染症対策に万

³⁸ スマート農林水産業：ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用し、生産性の向上や人手不足等に対応する新しい農林水産業

³⁹ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年2月12日変更）

1 全を期す。

3 目標達成に向けて実効性を高める取組等

4 今後の第8期計画の推進に当たっては、「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭け
5 た重要な計画後半期間と再認識し、目標達成に資する施策の充実・強化を図る。また、今後、国・地方
6 公共団体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関する様々なデータを連携した国土交通データ
7 プラットフォームが構築されること等を踏まえ、DXの社会実装等に果敢に挑戦しつつ、施策の効果を
8 より発揮させるための取組を進めていくことが必要である。

9 このため、国、地方公共団体、住民、企業等の多様な施策の実施主体との連携・協働を進めるととも
10 に、北海道開発に関する情報や地域の取組を後押しする国の支援施策を常時収集・整理し、その結果
11 を「地域づくり連携会議」を始めとする様々な場で共有するなど、各種施策・取組の実効性を高める体
12 制を強化する必要がある。また、2019年4月に北海道大学に設置された広域複合災害研究センターや
13 各地の大学の取組に見られるように、効果的な減災に資する教育研究や人材の育成を目的とした研究
14 拠点機能を確保するため、関係機関が連携して取り組む必要がある。

15 第1章2(3)に示した「产学研官民金連携による重層的なプラットフォームの形成」、「イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進」、「戦略的な社会資本整備」、「計画のマネジメント」は引き続き実効性を高めるために有効な取組である。また、北海道の優れた資源・特性を活
16 かし、全国画一ではないローカルスタンダード導入による、北海道固有の課題に対する独自の取組（北海道スタンダード）については、情報発信に努める必要がある。

20 また、感染症の拡大等先行きが不透明で、その影響が見通せない状況であるからこそ、北海道が目指
21 すべき将来像を国、地方公共団体、住民、企業等が共有し、その実現に向けて取り組んでいくことが重
22 要となる。このため、今後の第8期計画の後半期間の施策の推進等に当たっては、施策の目的、内容、
23 効果等を分かりやすく積極的に広報を展開し、国民の理解・共感を得るよう進めるべきである。

24 計画の進行管理に当たっては、感染症の影響に留意してP D C Aを行うとともに、現場で喫緊に対応
25 すべき課題に対し、データや事象をよく観察し、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応する必要
26 がある。

27 その際、計画推進部会において、引き続き各施策・取組に対して助言等により計画推進を後押しする
28 とともに、計画の推進状況を確実に点検する。